

学習評価について（中学校音楽科）

観点別学習状況の評価の観点の整理

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到に整理されました。

<現行>

- 関心・意欲・態度
- 思考・判断・表現
- 技能
- 知識・理解

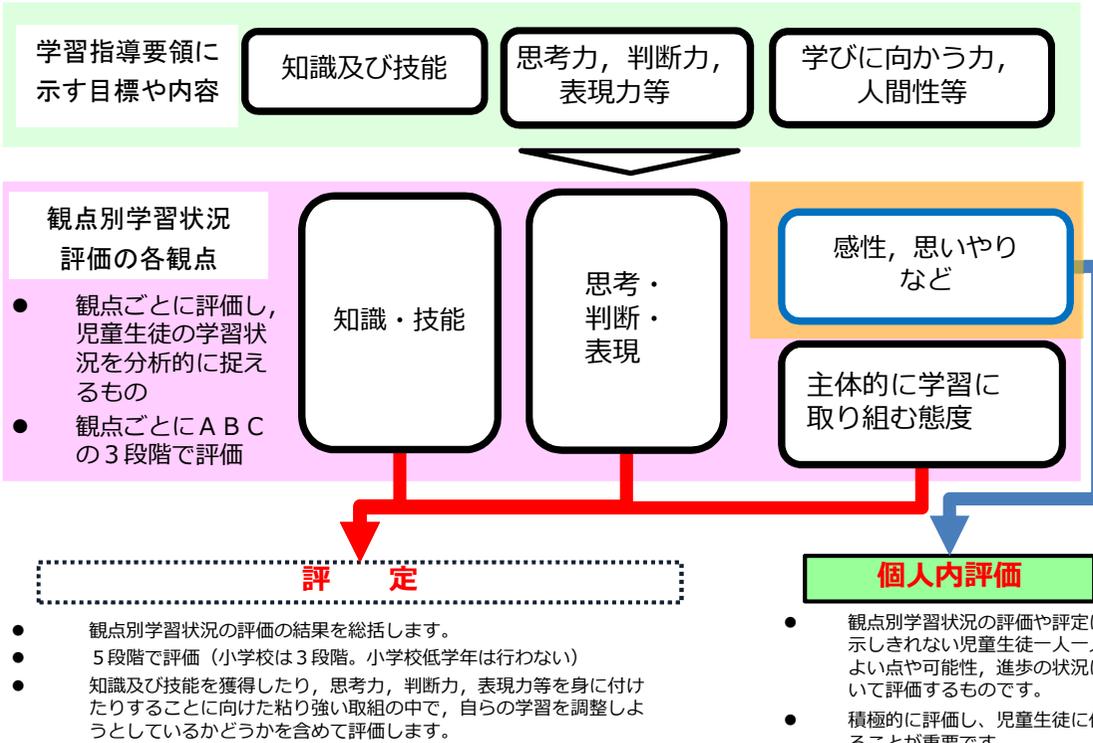
<新>

- 知識・技能
- 思考・判断・表現
- 主体的に学習に取り組む態度

現行の4観点で評価していた指導事項が、全て3観点到に再整理されました

学習評価の基本構造

各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況の評価するものです。（目標準拠評価）したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なります。



評価の観点と趣旨

作成のポイント

学年目標からつくられています。評価の観点の趣旨の文頭部分「音や音楽に親しむことができるよう」は学習のめざす方向性を示すものであるため、題材の評価規準としては設定しません。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解している。（※1）</p> <p>創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。（※2）</p>	<p>①音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、②どのように表すかについて思いや意図をもったり、③音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。</p>	<p>音や音楽。音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p>

「知識・技能」の観点の趣旨は、知識の習得に関すること（※1）と技能の習得に関すること（※2）とに分けて示しています。

「A表現」の題材の指導に当たっては、「知識」と「技能」の評価場面や評価方法が異なることが考えられます。したがって「A表現」の題材では、評価規準の作成においても「知識」と「技能」とを分けて設定することを原則とします。「B鑑賞」の題材では、（※2）の趣旨に対応する評価規準は設定しません。

知識については、事項イの文末を「～理解している」と変更することで作成することができます。技能については参考資料p.32～に記載されています。

「音楽の構造」は、「思考・判断・表現」の評価規準において位置づけた音楽を形づくっている要素との関わりの中で捉えることができるものとして考えます。

①〔共通事項〕アに関する事、②「A表現」に関する事、③「B鑑賞」に関する事を示しています。

評価規準について、「A表現」では①及び②に関する内容、「B鑑賞」では①及び③に関する内容の事項に応じて、それぞれの具体的内容に置き換え、文末を「～している」と変更して作成することができます。

①については、その題材の学習において生徒の思考・判断のよりどころとなる主な音楽を形づくっている要素を適切に選択して置き換えます。

自ら音楽に関わっていくことが重要であることを示しています。

文頭の「音や音楽に親しむことができるよう、」は、「主体的に学習に取り組む態度」における音楽科の学習の目指す方向性を示している文言であり、題材の評価規準としては設定しません。

文頭部分には、その題材の学習に粘り強く取り組んだり、自らの学習を調整しようとする意思をもったりできるようにするために必要な、扱う教材曲や曲種等の特徴、学習内容など、生徒に興味・関心をもたせたい事柄に関して記載することが考えられます。

「表現及び鑑賞」の部分は、扱う領域や分野に応じて「歌唱」「器楽」「創作」「鑑賞」より選択して置き換えます。

